

# 厚生労働大臣が定める施設基準に適合する手術の件数

期間 令和7年1月1日～令和7年12月31日

・区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

・区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	11件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

・区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

・区分4に分類される手術		手術件数
胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術		59件

・その他の区分に分類される手術		手術件数
人工関節置換術		641件
乳児外科施設基準対象手術		0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)	及	0件
び体外循環を要する手術		
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び	経	0件
皮的冠動脈ステント留置術		

坂下厚生総合病院